

## 令和7年度 高松中学校 生活に関する心得ときまり

この「高松中学校 生活に関する心得ときまり」は、高松中の生徒全員が、「安全・安心な学校生活を送りながら、社会で必要なことを学ぶため」のものです。

### I 学校生活全般における心得

- 1 集団生活を一人一人が楽しく有意義に送れるよう、人の気持ちを考えて行動しよう。
- 2 自らを向上させていくために、いろいろなことにチャレンジし、積極的に行動しよう。
- 3 時間を守り、ゆとりを持って活動できるように、5分前行動を心がけよう。
- 4 時と場合に応じたあいさつや会釈、ていねいな言葉遣いをこころがけよう。
- 5 悩んだり、困っている人には、相談にのったり、力になろう。

「いじめは、人として絶対に許されない行為である」

「いじめられている人や、困っている人を見て、喜んだり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめと同じである」

### II 服装・頭髪等に関するきまり

高中生として、勉学に励み、心身をたくましく鍛えていく生徒の服装は、流行に流されことなく、華美や高価なものをさけ、清潔・端正・質素であること

ただし、諸事情により、規定と異なる服装をする必要がある場合は、学級担任に申し出ること。

#### 1 男子の服装

- (1) 制服は、標準服とする。
- (2) 夏季は、白無地半袖開襟シャツを着用する。下着は襟首から見えないものを着用する。
- (3) 制服の下（合着）は、白・黒・紺・グレーの単色のシャツ（セーター、トレーナー、Tシャツ等…ワンポイント可）または、白のYシャツを着用する。いずれの場合もホックがかかり、カラー・袖・襟より出ないものとする。アンダーシャツは着用しない。
- (4) ベルトは黒色や茶色等の華美でない単色のものとする。

#### 2 女子の服装

- (1) 本校指定のものに水色リボンをつけて着用し、上着の下は学校指定の白無地ブラウスとする。
- (2) 夏季は、白無地半袖セーラーカラーのブラウスに水色リボンをつけて着用する。
- (3) 冬季は黒色のタイツ等をはいてもよい。
- (4) スカートまたはスラックスを選択して着用する。
- (5) スカートの丈は、膝が隠れる程度の長さとする。

#### 3 男子・女子共通事項

- (1) 服装
  - ①カッターシャツやブラウスの下に着る下着は、白・黒・紺・グレーの単色とし、袖・襟からはみ出ないものとする。（ワンポイントは可）
  - ②ソックスは、白、黒、紺の単色とする。（ワンポイントは可）
  - ③合服として、夏服の上に本校指定のカーディガンの着用を認める。

- ④体育時の服装は、学校指定のものを着用する。
- (2) 履物
- ①内履き・外履きシューズ（通学シューズ）は学校指定のものを使用し、記名する。  
なお、雨天時は長靴を履いててもよい。
- (3) 雨具・防寒具について
- ①冬季は防寒性、防水性に優れたスノトレや長靴を履いててもよい。華美や高価な物は、避ける。
- ②レインコート、オーバー等は華美でないものを着用する。部活動で購入しているウインドブレーカー等の着用も認める。
- ③マフラーは、短く結び、危険のないようにする。
- (4) ネーム
- ①校内では名札を必ず付ける。

#### 4 頭髪

- (1) 頭髪は、清潔で学習や運動に適した頭髪とする。
- (男子) 長さは、前髪は目、横髪は耳、後ろ髪は襟にかかるないように整髪する。
- (女子) 長さは、前髪は目、後ろ髪は肩にかかるないようにする。  
髪が肩にかかる場合は、ゴムで結ぶ。  
リボン、ヘアーバンドは使用しない。ヘアーピンは必要以上に使用しない。
- (2) 男女共通して、頭髪の加工(パーマ、脱色、染色、特殊なカット等)、まゆの加工、整髪料をつける等の行為はしない。その他、中学生としての常識的な判断をして行動する。

### III 学校生活に関する心得ときまり

#### 1 持ち物

- (1) 学校への持ち物は指定の通学カバンを使用し、入りきらない場合には、サブバッグを使用する。（紙袋やナイロン袋は不可とする。）
- (2) 学習等に必要なもの以外は学校へ持ってこない。
- (3) 貴重品を持ってきた場合は、朝ホームまでに学級担任に預ける。部活動時は、顧問に預ける。
- (4) 持ち物には記名する。
- (5) 忘れ物をしないよう、帰りホームで生活ノート「絆」に必要事項を記入し、家庭では、その日のうちに準備する。
- (6) 学習用具を忘れた場合は、担当の先生に指示をきく。生徒同士で貸し借りをしない

#### 2 校舎・校具

- (1) 校舎や校具は大切に使用しよう。もし、破損や紛失した場合は、すぐ連絡すること。
- (2) 校舎や校具は、みんなが気持ちよく、公平に使用できるように配慮しよう。
- (3) 他教室へは出入りしないこと。
- (4) ベランダには出ないこと。
- (5) 保健室を利用する時は、学級担任または授業担当の先生に告げてから行くこと。先生がいない時は利用しない。

### 3 登下校

- (1) 登下校は事故のないよう交通ルールやマナーを守り、特に道路の横断や自転車の乗り方には十分注意すること。
- (2) 朝は時間に余裕をもって登校しよう。8時までには登校し、8時10分には全員着席完了し、朝学習・朝読書を開始している。(8時に生徒玄関を通過しない場合は遅刻となる。)
- (3) 通学は、徒歩または自転車とする。
  - ①自転車通学は、大海小校区および学校から1.6km以上離れている生徒に許可する。
  - ②自転車通学者は、指定された通学路を通行する。
  - ③自転車通学者は、指定のヘルメット・蛍光ベストを着用する。
  - ④自転車は、荷台のあるものを使用する。
  - ⑤自転車には、「自転車通学許可証」を貼る。
  - ⑥駐輪する場合には、必ず鍵をかける。

### 4 欠席等の連絡について

- (1) 欠席・遅刻・早退する場合は、当日の朝、保護者がコドモンで連絡をする。

## IV 部活動に関する心得ときまり

日頃の活動を通して、体力や技能の向上を図るとともに、学年を越えた交流の中で、好ましい人間関係の構築や社会性を学ぶ

### 1 加入

- (1) 加入は希望制である。

### 2 活動

- (1) 活動時間は、平日は2時間、休日は3時間とし、平日の完全下校時刻（帰宅の途についている時刻）は1年を通して18時とする。
- (2) 休養日は原則、水・木曜日と休日1日の週3日とし、大会等で休日2日部活動を実施した場合は、平日に休日を設ける。
- (3) 定期テスト1週間前からテスト当日までを部活動停止期間とする。ただし、大会等の日程により1時間程度の活動を認めることがある。

### 3 部室及び学校外の施設利用

- (1) 校内と同様に清潔、整理・整頓に努めるとともに、学校外の施設の場合は、それぞれの施設利用心得や職員の指示に従う。

### 4 学校部活動の地域移行（かほく市）について

- (1) 令和8年度4月より休日について、学校部活動の地域移行を完全実施予定。令和6年度より段階的に地域移行を実施する部活動については、学校便り等で保護者へ周知する。
- (2) 令和8年度以降、可能な部活動より平日の地域移行が進められる。